#### 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

#### <sup>令和2年</sup> (2020年) **2** 令和2年 R 日 (全)

No. 15107 1部377円 (税込み)

# 発 行 所

# 一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

**近畿支部** 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

#### 目 次

☆2019年知的財産権に関する韓国大法院判決のまとめ (1) ☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (11)

# 2019年知的財産権に関する韓国大法院 判決のまとめ1

漢陽大学法学専門大学院教授 尹 官熙 (ユン・ソンヒ) 頂緒(パク・ジョンソ) 韓洋国際特許法人 弁理十

# I. はじめに

2019年の韓国大法院2の知的財産権に関する判例 をみてみると、全般的に特許権者などの権利者又は 出願人に友好的な判決傾向が続いているといえる。

韓国がIP5<sup>3</sup>に属し、世界的にも知的財産権の分 野で重要な役割を果たしており、今年も権利者をよ り強力に保護する方向に特許法などが改正されたこ とと一致している。

以下では、各分野別に主な判決をまとめている。

## Ⅱ. 特許法の分野

- 1. 特許権の属地主義の原則にもかかわらず、特 許侵害を認めることができる例外の場合と、特 許侵害の過失推定(大法院2019年10月17日宣告 2019ダ222782、222799 (併合) 事件)
  - (1) 特許権の属地主義の原則上、物の発明に係

